

利水参画者の必要な開発量の確認結果(案)

平成23年5月24日

国土交通省 関東地方整備局

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(1)

【目的】

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④で示されている「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する」に基づき、必要量の算出方法の確認を行う。

1. 確認方法

水道施設設計指針等を参考とし、以下の事項について確認する。

①第2回幹事会の「検討主体が行うハッ場ダム建設事業利水参画者の開発量の確認方法について 資料5」に基づき、以下の基本的な事項を確認する。

- ・ 需要量の推計方法の基本的な考え方について、都県の長期計画等に沿ったものであるか確認する。
- ・ 需要量の推定に使用する基本的事項(給水人口、原単位、有効率等)の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものか確認する。

②水道事業認可及び工業用水道事業の届け出等の状況

- ・ 水道用水については、水道法第6条及び第26条にもとづき、水道事業又は水道用水供給事業として厚生労働省の認可を受けているかを確認する。
- ・ 工業用水道については、工業用水道事業法第3条にもとづき経済産業省への届け出がなされているか、第12条にもとづく経済産業省からの通知があるかを確認する。

③事業再評価の状況

- ・ 公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により、実施されている事業の再評価を実施しているか確認する。

④参画者の水需給の状況

- ・ 参画者ごとに水の将来需要量とそれに対する水源量の確保計画について、利根川・荒川水系水資源開発基本計画にもとづき確認する。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(2)

2. 確認結果

- ①水需給計画における需要量の推定に使用する基本的事項(給水人口、原単位、有効率等)の算定方法の状況

I. 水道用水

- ・計画給水人口:自治体の長期総合計画における推計値や国立社会保障・人口問題研究所が算定した推計値を補正した値を採用、または過去の実績値から要因別分析や時系列傾向分析により推計した値を採用していることを確認した。
- ・原単位:過去の実績値から時系列傾向分析や重回帰分析により推計した値、又は実績値の平均値等を採用していることを確認した。
- ・計画有効率:各利水参画者が策定した水道ビジョンなどの長期計画で設定した目標値、または過去の実績値から時系列傾向分析による推計した値を採用していることを確認した。
- ・計画負荷率:過去の実績値の平均値あるいは最低値、または同規模他都市における実績平均値を採用していることを確認した。
- ・利用量率:厚生労働省への水道事業認可申請時に使用した値(過去の実績値の平均値あるいは最大値)を採用していることを確認した。
- ・確保水源の状況:現時点で、各利水参画者が確保している水源量(予定を含む)について、確認した。
- ・その他:各利水参画者において、次表の地域開発の施策を考慮していることを確認した。

利水参画者名	見込んでいる開発事業等
埼玉県	首都圏中央連絡自動車道などによる開発計画
北千葉広域水道企業団	各構成団体における開発計画
印旛都市市町村圏事務組合	各構成団体の区画整理事業等
藤岡市	工業団地分譲予定の開発計画

II. 工業用水道

- ・用途別の使用水量:平成21年度及び平成22年度に経済産業省において公表された事後評価書の産業別の需要量と同一値を採用していることを確認した。

また、新たな開発計画(造成中の工業団地等)の需要量は、工業用水道施設設計指針に沿って既存工場の使用水量を考慮して推計していることを確認した。

- ・確保水源の状況:現時点で、各利水参画者が確保している水源量(予定を含む)について、確認した。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(3)

②水道事業認可及び工業用水道事業の届け出等の状況

- ・水道用水としての利水参画者は、水道法第6条及び第26条にもとづき、水道事業又は水道用水供給事業として、水道事業の認可を受けていることを確認した。
- ・工業用水道としての利水参画者は、工業用水道事業法第3条にもとづき経済産業省へ事業の届け出を行っており、それが同法第11条に規定する施設基準に適合することが認められていることを確認した。

③事業再評価の状況

- ・「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、平成16年度から平成22年度に再評価を実施し、事業は継続との評価を受けていることを確認した。
また、これにより、厚生労働省においても国庫補助事業の継続が認められている。
- ・「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」に基づき、平成21・22年度に事後評価を実施し、経済産業省は補助対象として妥当と判断し、事業の継続が認められている。

④利水参画者の水需給計画の確認

- ・各利水参画者が想定している給水人口は、現状に比べ緩やかな上昇又は減少となっている。
- ・将来の水需給の状況について、群馬県東部地域水道、藤岡市水道、北千葉広域水道企業団、千葉地区工業用水道、茨城県、群馬県東毛工業用水道は、需要量と水源量が概ね均衡するものとなっている。
なお、群馬県県央第二水道、東京都、埼玉県、千葉県水道及び印旛郡市広域市町村圏事務組合は、厳しい渇水等が発生した場合でも水道用水の安定供給を目指しており、閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と需要量が概ね均衡するものとなっている。

以上のように、各利水参画者について①から④を確認し、必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経てること、事業再評価においても「事業は継続」との評価を受けていることを確認した。よって、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとする。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(4)

区分	事業主体名	必要な開発量		
		通年	非かんがい期	計
水道用水	群馬県	—	2.00m ³ /s	2.00m ³ /s
	藤岡市	0.25m ³ /s	—	0.25m ³ /s
	埼玉県	0.67m ³ /s	9.25m ³ /s	9.92m ³ /s
	東京都	5.22m ³ /s	0.559m ³ /s	5.779m ³ /s
	千葉県	0.99m ³ /s	0.47m ³ /s	1.46m ³ /s
	北千葉広域水道企業団	0.35m ³ /s	—	0.35m ³ /s
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	0.54m ³ /s	—	0.54m ³ /s
	茨城県	1.09m ³ /s	—	1.09m ³ /s
	小計	9.11m ³ /s	12.279m ³ /s	21.389m ³ /s
工業用水	群馬県	—	0.35m ³ /s	0.35m ³ /s
	千葉県	0.47m ³ /s	—	0.47m ³ /s
	小計	0.47m ³ /s	0.35m ³ /s	0.82m ³ /s
合計		9.58m ³ /s	12.629m ³ /s	22.209m ³ /s